

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	1	【協働】ともにまちづくりを進めるために
展開方向	1	市民の市政参画と情報の共有・発信

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R2	R3	R4	R5	R6
A	市政に関心がある市民の割合	↑	55.4	%	60.0	50.9	55.4	56.7	53.6	55.6
B	市政に参画する手法を知っている市民の割合	↑	14.0(R4)	%	60.0	-	-	14.0	23.8	29.5
C	尼崎市のイメージが良くなったと回答した市民の割合	↑	55.7	%	61.7	56.6	55.7	60.5	63.7	61.7
D	AMANISMサイトのページビュー数(月平均)※R5.2までは尼ノ國サイトの数	↑	15,133	回	20,300	10,960	15,133	18,898	13,745	18,565

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【市政への参画の推進】(目標指標A・B) (目的)政策形成段階における市民の市政参画の推進と政策提言機会の更なる充実を図る。	
①《市政に参画しやすい環境の整備》市政参画を意識した施策形成を行うための職員向け研修を開催したほか、市民ニーズを市政運営に生かすとともに、市政に参画できる新たなツールとして、「あまがさきWebアンケート」の検討及び試行実施を行った。試行実施ではおおむね2,000件/回を超える回答があり、市民の市政参画のきっかけにつながっている。	①「市民意見聴取プロセス」や「あまがさきWebアンケート」といったツールを活用して、職員が市民ニーズを捉えながら施策形成等を行う意識の醸成が必要である。また、Webアンケートの結果について、多くの回答が得られている一方で、回答者の属性に偏りがあるなど、エビデンスとしての信用性を高める工夫が必要である。
②《対話を重視したまちづくりの推進》車座集会は、より幅広い意見交換とするため6地域(公募型)での開催を行うとともに、聴取した意見を新たな施策展開につなげていくことを意識し、予算編成までに集中的に開催した。また、意見に対応した主要事業等の見える化の取組として、公表資料の改善を図った。	②参加者が固定化することなく、様々な立場の方が参加しやすい場となるよう、開催手法や周知方法等の一層の工夫が求められる。
【より透明で開かれた市政運営】 (目的)市が保有している情報を分かりやすく保存・公開・発信し、市民が使いやすい形で共有する。	
③《分かりやすい発信、公開などによる情報の共有》公文書の簿冊等の分類、名称、保存期間等を記載した公文書管理簿を市ホームページで公表している。特定歴史的公文書の利用請求制度において、23件59点の利用申請があった。更に、新型コロナウイルス感染症における経験と教訓を引き継ぐため感染症対策や市民・事業者に対する支援策、これらを支えた市の行政運営等を記録し、各分野・組織の職員による評価・検証を集約した報告書を令和6年8月に公表した。	③公文書開示請求制度の適正な運営の継続に加え、市民等が過去の市政等を検証し将来に生かすことができるよう、特定歴史的公文書の利用請求制度の周知を図り一層の利用促進を図っていく。
【より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進】(目標指標C・D) (目的)魅力創造と発信を一体的に取り組むシティプロモーションを推進し、都市イメージの向上を図る。	
④《まちのイメージ向上のための情報発信の推進》更なるイメージの向上に向け、本市の施策などを紹介する動画と市報の特集を連携させるなど、各種媒体を連携させた情報発信に取り組んだ。また、本市のイメージが良くなったと回答した市民の割合は61.7%となり、横ばいではあるものの目標水準を維持している。 AMANISMサイト内に作成した子育て情報発信サイトや本市を舞台にした映画に関連した記事へのアクセスにより、サイト全体のページビュー数は前年度に比べ増加した。	④市民意識調査で「まちのイメージが変わらない」と答えた人が良くなったと言ってもらえるような、質・量両面からの情報発信を意識し、各種広報媒体を連携させた情報発信に取り組む必要がある。

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【市政への参画の推進】 ①職員の意識醸成を目的とした庁内研修を引き続き実施していくほか、「あまがさきWebアンケート」を効果的・効率的に運用していくため、設問の立て方やアンケートの活用方法などについてサポートしていくとともに、庁内外に向けてアンケートの実施を広く周知していく。 ②これまでの開催実績や今後のスケジュール等を市報の特集記事で紹介するなど、市民周知の充実を図る。また、現役世代も参加しやすい日時や地域に根差した活動の場に訪問する形での開催も取り入れながら、より幅広い新たな参加者の開拓につなげる。
【より透明で開かれた市政運営】 ③引き続き、公文書開示請求制度を適正に運営していく。特定歴史的公文書について利用請求制度を着実に実施していくとともに、機会をとらえて大学研究室等へ周知する。また、デジタルアーカイブで公開する特定歴史的公文書の充実を進める。
【より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進】 ④引き続き、指標の向上を目指し、各種広報媒体を連携させた情報発信に取り組むとともに、質の向上に向けた手法の見直しに取り組む。また、量の面ではプレスリリース配信サービスを利用することで、エンドユーザーまで情報が届くように情報発信の強化に努める。

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	1	【協働】ともにまちづくりを進めるために
展開方向	2	さらなる協働のまちづくりの推進

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
方向						R2	R3	R4	R5	R6
A	市民提案制度の応募団体数(累計) (R1までは旧市民提案型制度の実績)	↑	72	団体	104	62	72	80	98	116
B	指定管理モニタリング評価の「適正性」が 全て「適正」評価である施設の割合	↑	80.4	%	100	86.5	80.4	82.2	76.6	68.9
C	「市の職員を身近に感じる(市民意識 調査)」で6以上(11段階評価)の割合	↑	27.4	%	33.4	31.0	27.4	28.6	32.0	20.9
D										

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【協働のまちづくりに向けた環境の整備】 (目標指標A・B) (目的)さらなる協働のまちづくりに向けて、地域発意の取組が広がる環境整備や地域を支える体制の充実に取り組む。 ①<<協働事例の横展開>>庁内全体で協働することをより意識した事業展開を図るため、これまで行政と他主体が協働した事例を学び実践するサイクルの構築に向けて、事例共有の仕組みの検討を行った。 ②<<市民等との協働の促進>>市民提案制度については、新たに18団体からの提案が寄せられたことで指標の目標値を大きく上回る結果となった。いただいた提案については提案者と事業所管課とで協議を重ね、委託事業1件、補助事業1件が採択されたほか、予算を伴わない連携の取組も複数実施されることとなった。 ③<<指定管理者制度の適正な運用の実現>>指定管理者制度については、内部監査の指摘事項などを受けて、制度の適正な運用を実現するための庁内向け説明会の実施やモニタリング評価の様式を改訂し、各施設において改めて管理運営のチェックが行われた。	①協働のまちづくりを進める趣旨など、より庁内への周知を進めていくため、事例の共有等で職員の意識醸成につなげていくとともに好事例を蓄積していく必要がある。 ②③市民提案制度が庁内外で定着しつつあり、新規提案団体数は増えている一方で、協議の中で双方に合意し連携に至る案件は毎年度数件程度であるなど、制度の理解や提案の質の向上を意識した対策が必要である。また、指定管理者制度や包括連携協定といった様々な協働ツールについても、庁内外へ制度の趣旨を周知していく必要があるとともに、各制度を活用している主体に対して、的確な情報提供や適正な運用をサポートする体制を継続していく必要がある。
【さらなる協働の推進に向けた職員の育成】 (目標指標C) (目的)地域との信頼関係を築きながらまちづくりを進めるため、コーディネート力・コミュニケーション力向上に向けた研修の実施等による職員の資質向上に取り組む。 ④<<施策間連携の意識醸成>>採用後3年目等の職員を対象として実施した研修において、地域担当職員経験者による現所属での協働事例に関する講義を実施し、その内容を録画したものを全庁に公開したことで、各施策所管課に対して協働に対する意識づけを行った。また、地域担当職員を対象とした研修に他課の職員も参加し、それぞれの役割における各施策と地域課の取組の連携に対する意見交換を行ったことで、双方の業務への理解が深まったとともに、研修の実施結果をまとめた冊子を全庁に公開することで、職員の施策間連携に対する意識づけを行った。 ⑤<<地区の特色に応じた取組を行うための能力育成>>地域の資本となる情報の蓄積に向け、地域情報共有サイト(あましえあ)の活用方法について改めて認識の共有を行ったほか、地理情報システム(GIS)や市民意識調査等の結果を活用したエリア分析の手法を学ぶ研修を行い、分析結果を基に各地区の特色に応じた関連事業を展開した。	④地域担当職員が総合計画に基づく各施策への理解を深め、他課との連携を意識することで、地域課の取組を各施策の推進につなげていくとともに、他課も研修に参画することで職員の意識醸成を図り、協働の取組を全庁的なものにしていく必要がある。 ⑤令和6年度より各地域の特色を把握し、事業実施につなげる取組を進めているところであるが、分析を行うにあたり、情報や数値の整理から実施すると事業実施までに時間を要することから、既存のデータをうまく活用した分析手法を取り入れる必要がある。

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【協働のまちづくりに向けた環境の整備】 ①まずは、協働事例の共有を進める中で、協働事例の収集や実践につながる展開手法を引き続き研究しながら、庁内における意識醸成を進めていく。 ②③庁内外向けに各制度の趣旨や適正な運用などを説明する機会や、年間を通して相談を受け付ける体制を確保していくとともに、これまでの事例の振り返りなどを通じて、より効果的な制度運用に向けた見直しについて検討を行っていく。
【さらなる協働の推進に向けた職員の育成】 ④協働の取組を全庁的なものにしていくため、引き続き主事会や協働に関する研修の内容を全庁に展開し、各課における協働の実践を促す。また、地域担当職員が地域課題の解消につなげられるように総合計画における各施策の取組への理解を深めるとともに、他課の参画によるテーマ型の研修を継続することにより相互の連携を図る。 ⑤主事会において既存のデータを活用した分析手法を学び、各地区の地域特色や課題の把握に応じた取組を実践していく。

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	2	【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
展開方向	1	職員の資質向上とワーク・ライフ・バランスの実現

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R2	R3	R4	R5	R6
A 「仕事に対して意欲をもって前向きに取り組んでいる」職員の割合	↑	81.3 (R5)	%	100	-	-	-	81.3	85.4
B 部下の育成や職員を統率して事務事業を推進する能力(人事評価)	↑	0.88	点	1.0	0.85	0.88	0.90	0.86	0.84
C 「WLB(自己申告書)」が「やや悪い」「悪い」の割合	↓	14.6	%	0	12.6	14.6	14.9	12.6	12.4
D									

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成果	課題
【人材確保と定着促進、人材育成】(目標指標A・B・C) (目的)人事評価制度や各種研修等により、職員の資質向上を図る。DXの推進や令和8年度開設予定の児童相談所など、専門分野(スペシャリスト)と、幅広い行政知識と経験を備え、企画力やマネジメント力が求められる分野(ゼネラリスト)について双方の人材育成を行う。	
①《人材確保》 社会人経験者が本市を受験しやすい取組として、オンライン面接の導入をはじめ、平日の夜間や週末における面接枠を拡充するとともに、受験者側で面接日時を選択できるセルフエントリーを実施した。高等学校を卒業後に社会人として活躍されている方向けの試験区分を設けたことや、これまで実施してきた春夏時期に加え、秋冬時期の採用試験を実施することで、他自治体との併願申込を回避し一定の潜在需要を探ることができた。DX人材の確保として、特定任期付のICT専門員(係長級)とデジタル枠での試験区分で募集をおこない、デジタルに見識のある人材を確保することができた。児童相談所の開設に向けては、福祉職の通年募集に加えて、児童指導員として新たな試験区分を設けて募集を行っている。	①生産年齢人口の減少等により、人材確保は日増しに厳しくなっており、特に土木職や建築職といった技術職に関しては、ここ数年は募集人数割れの状況となっている。育児休業の取得者と休職者の増加に伴い、実質的な欠員状況が続いている。児童相談所の開設に向けての準備は整いつつあるものの、児童福祉司SV職、児童心理司SV職に関しては、自治体における児童相談所での勤務経験が資格要件として求められることから、通年での公募を続けているもののエントリーが極めて少ない状況にある。
②《職員研修等》 職員の資質向上を図るアウトプットの指標は、「主体的な姿勢」や「自主性」の方がふさわしいことから、新たな指標を設定するとともに、職員の職務遂行能力やばいり値を向上すべく、カスハラ等組織課題への対応、「説明力」等職員ニーズの高いスキル向上、若手職員のキャリア面談、1on1(1対1面談)スキル向上等の研修に取り組んだ。また、職員のキャリア支援ツールとして各職場の業務内容や期待される能力が分かる職場カルテを作成した。	②ストレスチェック等職員アンケート結果を分析するとともに、職員のばいり値向上に資する研修など検討する必要がある。 また、在宅勤務や勤務時間の変更など働き方が多様化しており、受講のしやすさと効果の両面を意識した研修が必要である。
③《効果的かつ適正な人事評価》 条件付採用職員の正式採用に向けた評価表(令和6年4月に更改)を活用し、当該評価は職員の採用過程の一部であるとの認識を高めたことにより、より適正な評価を実施することができた。	③採用前のキャリアや年齢が多様化していること、2級採用や3級採用など新規採用職員の職層が多様化していることから、1級～3級の各職責の違いに応じた人事評価の精度を上げる必要がある。
【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】(目標指標A・C) (目的)職員がやりがいや充実感を持って仕事に取り組む、社会貢献や自己啓発、育児、介護等にも取り組めるようWLBを推進する。	
④《WLBの推進》 早出遅出勤務制度の要件の柔軟化や在宅勤務の実施可能期間の拡大等、多様な働き方の推進に向け取り組むとともに、各局による職場改善等の取組により、「ばいり値(職員の仕事に対する前向き度合い)」は向上している。また、性別や障害の有無、子育てや介護等の事情に関わらず、全ての職員が公私共に充実し、やりがいをもって働くことができることを目的として、尼崎市特定事業主行動計画と障害者活躍推進計画を一つの計画に統合し、「職員共生・働き方向上計画」を策定した。育児休業中職員の補完となる任期付職員の採用職種を拡大した。	④「職員共生・働き方向上計画」で定めている目標指標の達成に向け取り組むとともに、多様な働き方の推進、職員のモチベーションの維持・向上に引き続き取り組む必要がある。なお、超過勤務時間については、一人当たり対前年比で減少(141.8時間→135.0時間)しているものの、不測の欠員や育児休業中職員の代替職員の確保に関しては不十分な面がある。任期付職員の採用数は少数にとどまったことから、募集の工夫が必要である。

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【人材確保と定着対策、人材育成】 ①新卒者を巡る民間企業等との人材確保競争には一定の限界があることから、採用年齢の更なる引き上げ等、社会人経験者にウエイトをおいた採用活動を展開していく。技術職の確保に向け、資格要件の緩和や、カムバック採用の導入等を検討していく。児童相談所及び一時保護所の開設に向けては引き続き通年募集を実施するとともに、関係機関との連携に、更に密に取り組んでいく。 ②職員アンケートを分析し、職員の業務への意欲や前向きさの向上に資する研修テーマやキャリア支援に取り組む。また、階層別研修では受講対象とならない職員も含め、全職員が学べる研修手法やテーマを検討する。 ③条件付採用職員の正式採用の適正な判断及び採用後職員の適正な評価につなげるため、1級～3級の級別コンピテンシーの作成に取り組む。また、令和9年度の人事評価システム更改に向け、評価制度のブラッシュアップの方向性を定める。
【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】 ④職員の働き方改革(業務効率化や窓口時間の短縮等)を推進することにより、超過勤務時間の縮減に取り組むとともに、引き続き給与制度の周知や充実を図る等、職員が働きやすい、働き続けたいと思える職場環境づくりに取り組んでいく。任期付職員の募集期間を拡大していく。

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	2	【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
展開方向	2	本市DXの推進と最適な業務執行体制の構築

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
			方向			R2	R3	R4	R5	R6
A	オンライン申請導入手続数	↑	42	手続	120	19	42	68	91	186
B	全申請件数に対するオンライン申請及びコンビニ交付の割合	↑	23.0	%	50.0	14.4	23.0	28.0	36.4	40.9
C	RPA活用に伴う業務改善時間数(累計)	↑	5,602	時間	8,000	3,750	5,602	6,490	4,983	4,215
D	情報セキュリティ外部監査における指摘項目の改善割合	↑	-	%	-	-	-	-	100	100

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【本市DXの推進と最適で持続可能な業務執行体制の構築】 (目標指標A・B・C・D) (目的)「あまがさき共創DXプラン」に基づき、住民・職員ニーズに対応し、ICT(情報通信技術)やデータの積極的な利活用等を含め、質の高い行政サービスを提供できる持続可能で効率的な執行体制を構築する。	
①《市民サービス向上》「ニーズ志向のサービスづくり」をテーマにWebによる市政アンケートを実施し28,804人からの回答を得た。また、オンライン申請は186手続29,954件の利用があった。 ②《庁内事務効率化》「いきいきと働き成長できる人・組織づくり」をテーマにRPAの活用により年間4,215時間の効率化を実現したほか、業務改善ツールの庁内利用を支援し、384業務約11,030時間の業務プロセスの効率化につなげた。また、Web会議は年間2,384回、テレワークは登録ユーザー数が1,484人へ拡大した。さらに、庁内DX推進体制の構築及びDX人材の育成として、DX推進員制度を設け、初年度は84人の推進員のもと、庁内DXの推進に努めた。 ③《業務プロセス効率化事業》 コンサルタントの支援を受け、子ども支援におけるデジタル化の推進、支払い事務ペーパーレス、子ども関連手続のオンライン化の3業務について、令和7年度の予算化や財務会計システムの更新検討、オンライン申請の導入に向けた業務フローなどの整理に取り組んだ。 ④《窓口のスマート化の推進》 マイナンバーカードの交付が373,843枚、交付率81.62%に達し、コンビニ交付の利用が更に増加した。また、職員等による「窓口体験調査」を実施し、市民目線での課題等を認識したとともに、今後における窓口の在り方等について協議し、目指すべき方向性等を共有した。 ⑤《情報セキュリティ対策》 個人情報を取り扱う全所属及び全システムに対し監査を実施した。また、階層別(全職員、情報システム担当者等)への情報セキュリティ研修、全職員対象の電子メール訓練により情報リテラシー向上を図った。	①収集したアンケートデータを活用するため、庁内のデータの見える化に向けた環境づくりやデータ活用スキルの育成に取り組む必要がある。また、申請件数の多い手続や子ども関係手続など、今後更に市民ニーズが見込まれる手続のオンライン化を進める必要がある。 ②RPAについては専門的領域のため、構築及び運用できる職員の育成など持続可能な体制を整備する必要があるとともに、RPAを拡大していく際には、増加するライセンス費用等の確保も必要となる。また、DX推進員全員が最初から高度なデジタルスキルを習得しているわけではないことから、DX推進員のスキルアップを伴走支援する必要がある。 ③子ども支援におけるデジタル化については、タブレット導入効果の検証が必要である。財務会計システムの更新については継続検討とし、電子請求や電子契約も含めて支払い事務全体としてのペーパーレス検討を続ける必要がある。 ④証明書発行におけるコンビニ交付は増加しているものの、住民異動及び戸籍関係の手続においては来庁が必要であり、繁忙期には長時間の待ち合いが生じていることから、DXの活用等も視野に入れた窓口のスマート化を図る必要がある。 ⑤デジタル政策監の知見を得て策定した「情報セキュリティ推進計画」に基づく各種対策を継続し高めていく必要がある。
【内部統制の推進】 (目的)適法・適正かつ効率的・効果的な行政事務及び行政運営を実現することで組織目的を達成し、市政への信頼と満足度の向上を図る。	
⑥《内部統制の推進》「契約事務」及び「情報セキュリティ」に係るリスク対応状況等を取りまとめた「令和6年度内部統制報告書」を作成の上、公表した。また、事務処理ミスの発生防止を目的として、業務フローをもとにリスクの洗い出しを行う「業務手順書」の作成を開始し、さらに、事務処理ミスが発生した場合の報告について、処理フローを作成して、手順の明確化とミス事例を類型化して例示することにより職員への周知を図り報告漏れをなくしていくよう形式を改めた。	⑥内部統制の取組についての全庁的な周知が十分ではないことから、浸透させていく必要がある。また、事務に潜むリスクと対策をあぶりだすリスクチェックについて、リスクの正確な把握のために充実させ、事務処理ミスの防止につなげていく必要がある。

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【本市DXの推進と最適で持続可能な業務執行体制の構築】 ①②現在のDXプランが令和7年度末までのため、令和8年度に向け次期DXプランを策定する。 ①データの共有・分析ツールの導入と職員向け研修を行い、データ活用環境を整備する。オンライン申請については効率的かつ安全に個人情報を取り扱う環境の構築を進め、業務フロー、様式、添付書類等も含めて見直し、オンライン申請が可能な手続の拡大に努める。 ②労働力が不足していく中でも、自治体として本来、職員が担うべき企画立案等の業務により注力できる環境を整備するため、生成AI並びにAI-OCRを導入する。また、DX人材育成のため、DX推進員等が受講できるDX関連動画研修を実施する。 ③いくしあに導入したタブレットの効果検証及び庁内への横展開検討と、財務会計システムの更新等の継続検討を行う。 ④令和7年度に実施するシステムの標準化への移行や「窓口体験調査」での成果等を踏まえる中で、市民課窓口等市民が利用する窓口のスマート化に向けて、課題の整理と窓口の在り方検討を行う。 ⑤引き続き外部及び内部監査を実施し、情報セキュリティ対策の向上を図る。また、ファイル自動暗号化等新たなセキュリティツールによる技術的対策の強化など抜本的な情報セキュリティ対策に取り組む。	
【内部統制の推進】 ⑥リスクチェックの内容を充実させる見直しを行った上で引き続き内部統制報告書を作成し、公表する。また、内部統制の目的とその取組を浸透させ、事務処理ミスの防止につなげていくため、ミス事例の積極的な報告を促すとともに、業務手順書が活用されるよう周知を図っていく。	

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	1	安定的な財政運営の推進

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R2	R3	R4	R5	R6
A	収支不足に対する財政調整基金繰入額(R4当初までは先行会計繰入金に対する財政調整基金繰入額)	↓	2	億円	0 (R14)	2 (R3当初)	0 (R4当初)	0 (R5当初)	0 (R6当初)	0 (R7当初)
B	目標管理対象将来負担	↓	1,187	億円	1,000 (R14)	1,329	1,187	1,074	979	920
C										
D										

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【財政規律・財政目標の進行管理】 (目標指標A・B) (目的)本市を取り巻く社会経済環境下における財政運営のあるべき姿を実現し、今後も引き続き長期的に継続して安定的な財政運営を行っていく。	
①《収支均衡予算の確保》 収支面では、令和7年度当初予算では、公債費に起因する収支不足に対応するため減債基金を5億円取り崩し、実質的な収支均衡予算を確保した。 ②《主要3基金の積立・活用》 主要3基金(財政調整基金、減債基金、公共施設整備保全基金)については、財政運営方針に定めるルールに基づき、次のとおり積立・活用を行った。 ・財政調整基金は、各種還付金に係る年度間調整等に活用した一方、令和7年度に返還が必要となる各種還付金に備えた積立のほか、収支剰余金等の積立を行ったことで、残高は137億円となった。目標水準残高である類似他都市の残高は令和5年度末時点で162億円である。 ・減債基金(通常分)は、公債費に起因する収支不足への対応としての取崩を予定していたが、収支剰余が生じたため、これを活用した取崩抑制を実施したことや、令和6年度に算定された地方交付税のうち臨時財政対策償還基金費分の積立等を行ったことで、残高は82億円となり、今後、行政改革推進債の早期償還や、公債費に起因する収支不足に対応するために必要となる残高を確保しており、現時点での目標水準を確保している状況にある。 ・減債基金(FM分)は、市債の償還財源としての取崩を予定していたが、収支剰余が生じたため、これを活用した取崩抑制を実施したことや、見込んでいた土地売却収入等の積立を行ったことで、残高は84億円となり、令和6年度末における目標水準残高(FM事業に係る市債残高の1/2)の51億円を確保しており、現時点での目標水準を確保している状況にある。 ・公共施設整備保全基金は、直近3カ年における積立平均額の1/2を限度に投資的事業に対して活用する一方、収益事業収入等の積立を行ったことで、残高は165億円となり、目標水準残高である類似他都市並みの残高(148億円)を確保できている。 ③《目標管理対象将来負担》 市債の発行額を元金償還額以内としながら、早期償還を行ったことで目標管理対象将来負担は着実に減少し、令和6年度末残高は920億円となった。	①②資金や地価の上昇に伴い市税収入は堅調に推移する一方、高齢化に伴う社会保障関係費及び人件費や物件費は増加傾向にあり、令和8年度以降の収支不足が更に拡大する恐れがある。こうした中、長期的に安定した財政運営ができるよう、基金残高の目標水準を確保するとともに、公債費の低減に向けて将来負担を適切に管理することで、引き続き収支均衡の確保を図っていく必要がある。 ③財政運営方針における財政目標を踏まえつつ、今後必要となる投資的事業の実施と、適正水準の将来負担を両立させていく必要がある。

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【財政規律・財政目標の進行管理】 財政運営方針における財政運営の規律と目標を踏まえて、以下の取組を進める。 ①事業のスクラップ＆ビルドや歳入確保に取り組みながら、基金の活用も見据えつつ、一定の政策財源の確保を図るとともに引き続き収支均衡の確保を図る。 ②主要3基金については、財政運営方針に定めるルールに基づき、積立・活用を行う。また、公共施設整備保全基金は、財政運営方針の策定時以降の新たな市民ニーズに対応するため、更なる活用方策について検討する。 ③投資的事業は長期的な視点のもと、優先順位をつけて実施するなど、将来負担を適切に管理していくことを通じて、今後必要となる投資的事業の実施と適正水準の将来負担を両立させていく。 ④上記の内容を踏まえつつ、安定的な財政運営を行っていくことができるよう令和8年度の当初予算編成を行う。

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	2	公平・公正な負担に向けた債権管理の適正化

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R2	R3	R4	R5	R6
A	市全体の収入未済額	↓	60.7	億円	42.7	73.8	60.7	56.7	54.0	54.5
B	非強制徴収債権の収入未済額(滞納繰越分)	↓	9.7	億円	7.6	10.5	9.7	8.1	7.8	7.7
C	個人市民税収入率(現年分)	↑	98.7	%	99.3	98.4	98.7	98.5	98.7	98.8
D	国民健康保険料の収納率(現年分)	↑	95.3	%	97.0	94.5	95.3	94.4	94.2	92.3

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【尼崎市債権管理条例に基づく収入未済額への対策】(目標指標A・B) (目的)督促状の送付など債権管理の基本的取組や滞納抑制に必要な権限行使の徹底を図る。 ①<<市全体の収入未済額>>第2次尼崎市債権管理推進計画では市全体の収入未済額を令和9年度末までに42.7億円以下とすることを目標値としているが、法改正による制度変更等の影響により、令和5年度と6年度の比較では強制徴収債権は約44.9億円から約0.6億円増加し約45.5億円に、非強制徴収債権は約9.1億円から約0.1億円減少し約9.0億円となり、市全体の収入未済額は約54億円から約0.5億円増加し約54.5億円となった(令和6年度の不納欠損額は、令和5年度の5.7億円から約0.6億円減少し、5.1億円であった)。 ②<<非強制徴収債権の収入未済額(滞納繰越分)>>令和5年3月から弁護士法人に滞納となっている非強制徴収債権の債権回収業務を委託しているが、令和7年3月末時点で弁護士法人に催告業務等の実施依頼をした件数及び債権額は、計693件、205,760千円(32債権)となり、そのうち、回収件数及び回収金額は275件、17,050千円(約8.3%)となった(回収金額を含め、分割納付等で支払の意思を確認できた件数及び総額は89件、32,214千円(約15.7%))。また、令和6年度より支払督促制度を活用し、目標10件に対し計5件の支払督促の申立てを行った。さらに、支払督促制度を活用できるよう庁内において支払督促制度の研修を実施した。	
【市税など強制徴収債権の取組】(目標指標C・D) (目的)徴収体制の強化や滞納事案への早期着手の徹底による収入率の向上及び収入未済額の抑制に取り組む。 ③<<個人市民税収入率>>個人住民税等早期対策担当(令和5年度設置)において、個人市民税の特別徴収への徴収強化を図るとともに、封筒デザインの変更及び効果的な警告文書や外国人滞納者に向けて外国語に対応した文書封入など、現年課税分の徴収強化を行った。また、3度目の東京都主税局への職員派遣を行うなど人材育成にも努めた。長期滞納などの困難事案においては、滞納者の自宅などへの捜索(強制立入調査)や不動産の公売を前提とした対応を図り、状況に応じて滞納処分の執行停止を検討するなど着実に事案の完結に向けて取り組んだ(令和5年度:全体96.2%、現年分 98.7%、滞納繰越分34.2%、収入未済額16.24億円→令和6年度:全体96.4%、現年分98.8%、滞納繰越分33.0%、収入未済額14.30億円)。 ④<<国民健康保険料の収納率(現年分)>>令和5年度から引き続きSMS(ショートメッセージサービス)を活用した催告や滞納処分を円滑に行うための電子預貯金照会に取り組んだほか、令和6年度は抽選で2,000円のQUOカードが当たる口座振替キャンペーンを実施したところ、口座振替の窓口での新規登録件数は、前年度と比較して185件増加した(令和5年度:3,714件→令和6年度:3,899件)。しかし、短期の被保険者証の廃止の影響が大きく、現年分、滞納繰越分ともに収納率が低下することとなった。(令和5年度:全体84.6%、現年分94.2%、滞納繰越分19.5%、収入未済額12億円→令和6年度:全体82.4%、現年分92.3%、滞納繰越分15.7%、収入未済額13.8億円)	
①各債権所管課において債権管理に係る基本的な取組等を行っているが、法改正による制度変更等の影響を受けた債権所管課においては、収入未済額が増加傾向にあることから、債権管理の実施手法の強化を検討する必要がある。 ②非強制徴収債権については、債務者が任意の納付を行わない場合、支払督促等の訴訟手続を経る必要があり、金銭的、時間的、人的なコストがかかることから、各債権所管課の負担となっている。また、訴訟手続を経た場合でも、差押えが可能な債務者の財産の特定が困難な場合が多い。	
③個人市民税の収入率は類似都市と比較し未だ低い数値となっており、とりわけ少額滞納者(特に若年層)の割合が増加傾向にあるため、引き続き収入率向上に向けて取り組んでいく必要がある(令和5年度の個人市民税収入率(現年分) 類似都市平均:99.3%、尼崎市:98.7%)。	
④今後における収納率の向上のためには、催告業務の拡充・強化のほか、電子預貯金照会による滞納処分の更なる効率化、また、口座振替加入率の維持向上を図るため、口座振替キャンペーンの内容をより効果的なものに見直す必要がある。	

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【尼崎市債権管理条例に基づく収入未済額への対策】 ①法改正による制度変更等の影響等からすると、第2次債権管理推進計画の目標数値(令和9年度末)の達成は困難な状況にある。当該目標値の修正を視野に入れつつ、債権管理の実施手法の強化の検討、滞納要因分析やこれまでの取組のより精緻な検証を行う必要がある。 ②引き続き、滞納繰越分については、弁護士法人への債権回収業務の委託を継続するとともに、弁護士法人からの催告等によってもなお進展がない債権に対しては、支払督促等の訴訟手続を通じて債権回収に取り組む。また、当該訴訟手続がより活用されるよう、職員研修を行い、当該制度に係るノウハウ、知識等の定着を図る。さらに、差押えが可能な財産情報の事前の把握等にも努める。	
【市税など強制徴収債権の取組】 ③個人市民税を中心とした現年課税分の収入率向上を図るため、ナッジ理論を活用した封筒デザイン変更や警告文の送付、SMSの他、外国人滞納者に外国語の催告文を送付するなど、自主納付を促進し滞納件数及び収入未済額の縮減を図る。さらに、少額滞納者に対する徴収等を強化する他、長期にわたり滞納が続く困難事案に対して滞納者の自宅・事業所へより多くの捜索や公売(動産・不動産)等の滞納処分を実施し、着実に事案の完結につなげる。また、滞納者の傾向等を分析し、これまでの取組の評価を踏まえた具体的な取組目標を検討する。 ④収納率向上対策として、(ア)催告業務委託の拡充(催告文面強化)、(イ)電子預貯金照会を活用した滞納処分へのDXツールの新たな導入、(ウ)口座振替キャンペーンの景品のQUOカードの金額の増額(2千円→5千円)に取り組み、未納世帯数の減少等にも努める。	

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	3	公共施設マネジメントの着実な推進

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R2	R3	R4	R5	R6
A	公共施設の床面積の削減(累積)	↓	1,868 (H24末)	千㎡	△187 (R8末)	△ 22	△ 25	△ 64	△ 76	△ 78
B										
C										
D										

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
平成26年6月に策定した「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づく以下の取組を実施した。	
【方針1:再編】 （目標指標A） （目的）公共施設の老朽化や将来の人口減少等に対応し、将来世代に過度な負担を残さないために行う施設の再編について、量の縮減だけでなく、まちの魅力向上や市民活動の促進につながるよう取り組み、「量の最適化」を目指す。（数値目標：公共施設保有量を令和30年度末時点で1,307千㎡以下まで削減（△561千㎡以上）。このうち第1次計画期間である令和8年度末時点で1,681千㎡まで削減（△187千㎡）。）	
①＜方針1:再編＞ 「第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編）」及び当該計画に係る「実施編」に基づき、対象施設の設計や工事に着手するなど着実に取組を推進した。また、大井戸公園での北図書館と女性・勤労婦人センターの貸館機能を複合化した新図書館の整備については、タウンミーティングや事業者ヒアリングなどを実施し、事業の具体化に向けて取組を進めた。 ＜参考 令和6年度の主な公共施設等の増減＞ [減少] 旧小田地区会館、旧南武庫之荘保育所、旧身体障害者福祉会館、スポーツクラブ「WOODY」 [増加] 武庫健康ふれあい体育館、新大高洲庁舎	①引き続き公共施設マネジメントに取り組む意義について、市民・利用者の理解が深まるように努めながら、今後も計画に基づく取組を丁寧に進めていく必要がある。また、取組にあたっては、国の制度の活用や取組に伴う土地売却収入等の基金への積立てなどにより必要な財源を確保し、財政規律及び財政目標に沿って推進する必要がある。
【方針2:予防保全】 （目的）これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の質の向上と長寿命化を図り、「質の最適化」を目指す。	
②＜方針2:予防保全＞ 「第1次尼崎市公共施設保全計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全）」及び「実施編」に基づき、各施設の詳細調査を実施するとともに、園田西生涯学習プラザ・園田体育館の実施設設計に着手し、防災センターなど5施設の改修工事を完了させた。また、「保全システム」を活用し、施設情報の一元管理を行うとともに、施設所管部局への技術的支援を積極的に行い、適正な施設保全の推進に努めた。	②施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。また、長寿命化改修対象施設については、脱炭素社会の実現に向けて、改修工事等の機会を捉え、省エネ化を効果的に実施していく必要がある。
【方針3:効率的・効果的な運営】 （目的）施設運営にかかるコスト縮減やサービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、「運営コストの最適化」を目指す。	
③＜方針3:効率的・効果的な運営＞ 電気及び都市ガス調達の自由化を踏まえた取組については、全直営施設において特別高圧・高圧電力並びに都市ガスの見積合せを実施した結果、年間で約1億4千万円の効果を見込んでいる。なお、低圧電力については、関西電力と現在の契約を継続することで、燃料費調整額の割引が適用される標準メニューでの契約の方が安価になることが想定されたため、見積合せの実施を見送ることとした。	③引き続き、各小売事業者の入札参加意欲等を踏まえて、安価な方法でエネルギー調達を実施していく。また、エネルギーの安定調達に向けて、社会情勢等を注視し、財政担当部局と情報共有を図っていく。

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【方針1:再編】 ①新図書館の整備等については、サウンディング型市場調査やタウンミーティングの結果を踏まえ、施設整備・維持管理・運営等に係る基本計画を令和7年度に策定する。また、令和9年度を始期とする第2次公共施設再編計画の策定に向け、施設の基礎的なデータ整理を行った上で、将来的なニーズ、まちづくり等の視点をもって検討を進めていく。
【方針2:予防保全】 ②老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施するとともに、脱炭素社会の実現及びライフサイクルコスト削減のため、改修工事に合わせて、着実にLED化や高効率の空調設備を導入することにより、積極的に省エネルギー化を進めていく。また、令和9年度を始期とする第2次尼崎市公共施設保全計画の策定を進めるため、令和7年度は次期計画の対象と見込まれる9施設について、構造躯体健全度調査を実施し、調査結果をもとに長寿命化改修の適否判定を実施していく。
【方針3:効率的・効果的な運営】 ③電気及び都市ガス調達の自由化を踏まえた取組については、引き続き、エネルギーの安定調達に努めるとともに、各小売事業者等の動向を注視しながら、施設の効率的・効果的な運営に努めていく。